議案第3号

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び みやき町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正す る条例について

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみや き町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次 のように定めるものとする。

令和 4年 3月 7日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、消防団の継続的活動の維持及び地域防災力の充実強化に取り組む目的 として、消防団員の処遇の改善に関する消防庁長官通知に鑑み、関係条例の一部を改 正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。 みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみやき 町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 第1条 みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17 年みやき町条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条、第3条関係の表)消防団の部 団員の項 中「10,000」を「13,000」 に改める。

(みやき町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 みやき町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年みやき町 条例第137号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「出動報酬」に改め、同条中「1回につき1,500円の費用弁償」を「1時間につき1,000円の出動報酬」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみやき町消防団員の定員等に関する条例の一部改正に係る新旧対照表

第1条 みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

改正前							改 正 後					
別表(第2条、第3条関係)							別表(第2条、第3条関係)					
区分		幸西州			費用弁償			区分		幸西州		
		年額	月額	日額	复用开 俱		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		年額	月額	日額	費用弁償
消防団	団員	<u>10,000</u>					消防団	団員	13,000			
												_

第2条 みやき町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

改正前	改 正 後					
(費用弁償)	(出動報酬)					
第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合において	第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合において					
は、1回につき1,500円の費用弁償 を支給する。	は、1時間につき1,000円の出動報酬を支給する。					